

平成 26 年 1 月

スライド条項の運用について

物価変動等に伴う請負代金額の変更については、平成 20 年 7 月及び 9 月にお知らせした特定資材の高騰に伴う「単品スライド条項」以外に、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときに、相手方に対して請負代金額の変更を請求できる「全体スライド条項」が、金沢市建設工事請負契約約款第 25 条に規定されています。

今回、この「全体スライド条項」の運用を定めましたのでお知らせするとともに、「単品スライド条項」の運用についても、改めてお知らせします。

【全体スライドと単品スライドの比較】

項目		全体スライド (第 25 条第 1～4 項)	単品スライド (第 25 条第 5 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 ただし、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	請負代金額 130 万円以上の工事
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置 (価格水準全般の変動)	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (特定の資材価格の変動)
請 負 額 変 更 の 方 法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料）
	変 更 額	残工事費の 1.5%を超える部分	対象工事費の 1%を超える部分

※「全体スライド」と「単品スライド」は併用して適用できます。

※ 詳細な手続きや様式等は、金沢市ホームページトップ > 申請・届出書ダウンロードサービス > 事業者向け > 入札・契約 > [全体スライド条項の運用](#)又は[単品スライド条項の運用](#)をクリックしてご覧ください。

(問い合わせ先)
都市計画課 設計技術管理室
TEL : 076-220-2353
FAX : 076-222-5119
E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp